

所在地	貯蔵区分	設置者	電 話	ガソリン	灯 油	重 油	軽 油	オイル	その他	備 考
本町144	地下タンク貯蔵所	幕別町民会館	54-3030			8,000				
錦町42	移動タンク貯蔵所	(有)笹井金物店	54-2003		3,000					
	移動タンク貯蔵所				3,000					
	一般取扱所				4,000					
	一般取扱所					10,000				
	給油取扱所			16,000			24,000		1,000	
本町14	給油取扱所	(有)那須商店	54-2210	6,000	6,000		4,000	1,000		
錦町98	地下タンク貯蔵所	農業者トレセン	54-2106			6,000				
錦町90	地下タンク貯蔵所	幕別消防署	54-2434			5,000				
幸町34-1	移動タンク貯蔵所	堂前建設(株)	54-2547		3,000		○			
	移動タンク貯蔵所				1,860					
	移動タンク貯蔵所				3,000		○			
幸町54-3	給油取扱所			13,500	19,000		9,500		2,000	
本町89	移動タンク貯蔵所	(有)那須商店	54-2542		4,000		○			
	移動タンク貯蔵所				4,000		○			
宝町148	移動タンク貯蔵所				4,000		○			
	移動タンク貯蔵所				3,000					
緑町7	地下タンク貯蔵所	(株)十勝大福本舗	54-2236			10,000				
緑町73-1	地下タンク貯蔵所	十勝総合振興局監督員詰所	54-5411		3,000					
緑町20	地下タンク貯蔵所	幕別中学校	54-2356		10,000					
緑町29-2	地下タンク貯蔵所	学校給食センター	54-2125			5,000				
緑町26	地下タンク貯蔵所	幕別小学校	54-2424			15,000				
新町68	屋外タンク貯蔵所	(株)ニッタクス	54-2131			50,000				
軍岡558	地下タンク貯蔵所	幕別農協	54-4377		50,000					
	地下タンク貯蔵所	馬鈴薯			40,000					
	地下タンク貯蔵所	乾燥工場			40,000					
	自家給油取扱所	幕別農協					4, 300			
	一般取扱所	幕別農協 乾燥工場			3,200					
	一般取扱所				4,400					
	一般取扱所				4,800					
	一般取扱所				2,000					
	一般取扱所				6,000					
	一般取扱所				9,600					
	一般取扱所				9,600					
旭町109-1	自家用給油取扱所		エイシン運輸(株)	54-2788				28,800		
軍岡63-1	地下タンク貯蔵所	道東ライス(株)	54-4451			48,000				
軍岡462-2	自家給油取扱所	第一産業(株)	54-4772				10,000			

所在地	貯蔵区分	設置者	電 話	ガソリン	灯 油	重 油	軽 油	オイル	その他	備 考
軍岡12	移動タンク貯蔵所	(有)斉藤砂利工業	54-2614		4,000	4,000	○			
	自家給油取扱所						28,700			
新町122-1	地下タンク貯蔵所	保健福祉センター	54-3811			10,000				
南町81	地下タンク貯蔵所	幕別高校	54-2159			7,000				
豊岡5-10	屋外タンク貯蔵所	十勝種苗センター	54-3606		2,000					
明野299	屋外タンク貯蔵所	道路建設(株)	54-2417			18,500				
	一般取扱所					6,160				
明野149	地下タンク貯蔵所	北海道農材工業(株)	54-4441			20,000				休止中
明野204-12	給油取扱所	幕別興業(株)	54-2741	13,300	5,700	1,900	19,000	1,000		
明野204-5	一般取扱所				4,000	2,000				
	地下タンク貯蔵所				27,800	19,200				
	移動タンク貯蔵所			20,000	20,000		○			
	移動タンク貯蔵所			20,000	20,000		○			
	移動タンク貯蔵所				6,000	6,000	○			
	移動タンク貯蔵所				4,000		○			
	移動タンク貯蔵所				4,000		○			
	移動タンク貯蔵所				4,000	4,000	○			
明野204-13	移動タンク貯蔵所				7,760	3,760	○			
明野202-3	移動タンク貯蔵所									
明野297-6	自家用給油取扱所	エイシン運輸(有)	54-3700		48,000		48,000			
	移動タンク貯蔵所			14,000	14,000	14,000	○			休止中
明野202-2	自家用給油取扱所	帯広協同コンクリート	54-4381				10,000			
相川538-13	移動タンク貯蔵所	幕別農協	54-2920		6,000	3,000				
	地下タンク貯蔵所				96,000		96,000			
	一般取扱所				12,000		12,000			
	給油取扱所			29,700	9,900		9,900		廃油1,890	
明野214	自家用給油取扱所	佐山砕石プラント(有)	56-2658		9,600		9,600			
相川470	地下タンク貯蔵所	十勝畜産農協	54-3211		1,900					
相川475-2	地下タンク貯蔵所	(有)那須商店	54-2210		96,000		49,000			
	一般取扱所				12,000	6,000	8,000			
相川475	屋外タンク貯蔵所					28,433				
新川68	屋外タンク貯蔵所	幕別上統内排水機場	54-2111			18,000				
旭町109-1	移動タンク貯蔵所	グリーン運送	54-3158		4,000		○			
相川	地下タンク貯蔵所	帯広開発建設部	25-1294				7,000			
	地下タンク貯蔵所				1,900					
軍岡53	自家用給油取扱所	アース物流(株)	54-2414				30,000			
新和162-111	地下タンク貯蔵所	(有)NEEDS	57-2511		5,000					
新川56-1	自家用給油取扱所	渡邊 彰人	0156-27-2585	10,000	20,000	9,600	30,000			

所在地	貯蔵区分	設置者	電 話	ガソリン	灯 油	重 油	軽 油	オイル	その他	備 考
札内中央町339	地下タンク貯蔵所	宗岡石油(株)	56-2204		19,100		9,600			休止中
	一般取扱所				4,500		1,800			
札内中央町364	給油取扱所	桑島 信一	54-3701	16,150			9,500	1,000	廃油5,000	休止中
	一般取扱所				2,850					
札内中央町319	地下タンク貯蔵所	幕別消防署札内支署	56-2419			5,000				
札内中央町394-5	給油取扱所	札内農協	56-2569	19,800	2,970		6,930	1,000	廃油1,950	
札内青葉町311	地下タンク貯蔵所	柏木医院	56-5151		2,000					
札内青葉町311	地下タンク貯蔵所	札内郵便局	56-3704			3,000				
札内青葉町308	地下タンク貯蔵所	(株)札内ツバメ石油	56-2336		28,000					
	移動タンク貯蔵所				4,000	4,000	○			
	移動タンク貯蔵所				6,000		○			
	一般取扱所				4,800					
	給油取扱所			19,500			20,000	1,000	1,900	
札内青葉町307	地下タンク貯蔵所	(株)福原	56-6100			10,000				
札内青葉町1-6	地下タンク貯蔵所	帯広石油販売(株)	24-1241		20,000	20,000	40,000			
	一般取扱所	白人店			20,000	20,000	40,000			
札内青葉町185-2	地下タンク貯蔵所	白人小学校	56-2004			10,000				
札内青葉町185-4	地下タンク貯蔵所	札内東中学校	56-5745			5,000				
札内春日町93-1	地下タンク貯蔵所	札内農協	56-2374		9,600					
札内春日町297	移動タンク貯蔵所	林 薫	56-2215		1,850					
札内みずほ町 143-112	地下タンク貯蔵所	ホームエネルギー北海道 帯広センター	56-3151		480,000					
	一般取扱所				48,000					
札内みずほ町 143-1	地下タンク貯蔵所	(株)とかち麺工房	55-5858			8,000				
札内みずほ町 160-64	自家用給油取扱所	本別運送(株)	01562-2- 3037				30,000			
札内みずほ町 143-112	移動タンク取扱所	イワタニ北海道(株)	56-1005		3,000					
札内みずほ町	地下タンク貯蔵所	みずほ町排水機場					3,000			
札内堤町604	移動タンク取扱所	(有)ホーノキ重建	25-7799		2,800					
札内泉町	地下タンク貯蔵所	泉町排水機場					3,000			
札内あかしや 町42-10	地下タンク貯蔵所	介護老人保健施設あ かしや	55-4165			13,000				
札内若草町 557-1	地下タンク貯蔵所	フクハラ若草店	55-4455			10,000				
札内暁町273	地下タンク貯蔵所	(株)坂本石油 札内給油所	56-2217		40,000	9,600				
	移動タンク貯蔵所				4,000		○			
	移動タンク貯蔵所				4,000	4,000	○			

所在地	貯蔵区分	設置者	電 話	ガソリン	灯 油	重 油	軽 油	オイル	その他	備 考
札幌市東区273	一般取扱所	(株)坂本石油 札幌給油所	56-2217		7,800	4,000				
	給油取扱所			19,200			19,200		廃油4,900	
札幌市東区271	移動タンク貯蔵所				4,000		○			
札幌市東区287	地下タンク貯蔵所	札幌スポーツセンター	56-4083		10,000					
札幌市東区290	地下タンク貯蔵所	十勝教育研修センター	56-2065		3,000					
札幌市東区8	給油取扱所(セルフ)	第一熱源(株)	55-5100	60,000	22,000		20,000		廃油2,000	
札幌市中央区南163-86	屋内タンク貯蔵所	ダイイチ札幌内店	20-1118		1,850					
札幌市中央区南29	地下タンク貯蔵所	札幌南小学校	56-2314			10,000				
札幌市中央区南29	地下タンク貯蔵所	札幌中学校	56-2015		5,000					
札幌市西区145	地下タンク貯蔵所	帯広開発建設部 帯広道路事務所	25-1250			9,600				
札幌市西区40-1	地下タンク貯蔵所	パチンコパーラークイーン2	25-9112			3,000				
札幌市西区60-4	給油取扱所(セルフ)	ENEOS DDセルフ	34-4151	40,000	10,000		10,000			
札幌市西区66-5	移動タンク取扱所	(株)三ツ輪商会	23-3101		4,000	4,000	○			
	移動タンク取扱所				4,000	4,000	○			
札幌市中央区南39	屋外タンク貯蔵所	共和コンクリート(株)	24-6319			9,600				
	地下タンク貯蔵所					9,600				休止中
札幌市中央区南98-6	自家用給油取扱所	札幌トラック(有)	22-3410				17,350			
札幌市北区117-1	地下タンク貯蔵所	札幌北小学校	56-5051			10,000				
札幌市北区197-82	移動タンク貯蔵所	(株)オカモト	20-4556		6,000	6,000	○			
札幌市北区46-1	屋外タンク貯蔵所	(株)ハタナカ	22-7144			10,000				
札幌市北区55-2	地下タンク貯蔵所	札幌ガーデン温泉	55-4000			8,000				
札幌市中央区南57	簡易タンク貯蔵所	(株)幕別町地域振興公社	56-2800	597						
依田239-5	屋外タンク貯蔵所	東光舗道(株) 札幌混合所	56-3459			30,000				
	一般取扱所					7,300				
依田126	屋外タンク貯蔵所	幕別パークホテル	56-4321			4,000				
依田545-3	屋外タンク貯蔵所	石野コンクリート(株)	56-3999			9,600				
依田545	屋外タンク貯蔵所	(株)NIPPOコーポレーション 十勝営業所	56-3605			30,000				
	屋外タンク貯蔵所					10,000				
	一般取扱所					12,030			980	
依田101-5	地下タンク貯蔵所	札幌農協 乾燥工場	56-3597		5,000					
依田101-3	地下タンク貯蔵所				19,000					
依田101-1	一般取扱所				1,950					
依田101-5	一般取扱所				1,200					
依田379	地下タンク貯蔵所	特別養護老人ホーム札幌内寮	54-4706			10,000				
依田381	地下タンク貯蔵所	萩原医院幕別分院	56-3200			5,000				休止中

所在地	貯蔵区分	設置者	電 話	ガソリン	灯 油	重 油	軽 油	オイル	その他	備 考
依田384	地下タンク貯蔵所	十勝幕別温泉 グランヴィリオホテル	56-2121			38,000				
依田239	自家用給油取扱所	タイキ工業(株)	56-2448				28,500			
依田240	地下タンク貯蔵所	共和コンクリート工業(株)	56-2208			4,900				休止中
依田236	給油取扱所						9,500			
依田234-3	地下タンク貯蔵所					29,000				
依田101-1	一般取扱所	江陵高校	56-5105		6,000					
千住397-68	屋外貯蔵所	(株)原田	56-6217			19,800				
千住 397-66	地下タンク貯蔵所				294,000	60,000	392,000			
	一般取扱所				15,000	12,000	27,000			
千住 397-31	自家用給油取扱所						9,500			
千住 397-32	移動タンク貯蔵所			14,000	14,000	14,000	○			
千住427	地下タンク貯蔵所	(株)帯広国際	56-3225			3,000				
	簡易タンク貯蔵所			574						
千住193-4	地下タンク貯蔵所	十勝の杜病院	56-8811			8,000				
千住411-2	自家用給油取扱所	(株)アステック	56-7319				20,000			
千住397-32	移動タンク貯蔵所	(株)大運	56-6698	14,000	14,000	14,000	○			
	移動タンク貯蔵所			16,000	16,000	16,000	○			
	移動タンク貯蔵所			14,000	14,000	14,000	○			
	移動タンク貯蔵所			24,000	24,000	24,000	○			
	移動タンク貯蔵所			20,000	20,000	20,000	○			
	移動タンク貯蔵所				5,000	5,000	○			
	移動タンク貯蔵所			14,000	14,000	14,000	○			
	移動タンク貯蔵所				4,000	4,000				
	移動タンク貯蔵所				4,000	4,000				
	移動タンク貯蔵所			26,000	26,000	26,000	○			
	移動タンク貯蔵所				5,000	5,000	○			
	移動タンク貯蔵所				5,000	5,000	○			
	移動タンク貯蔵所				5,000	5,000	○			
	移動タンク貯蔵所			20,000	20,000					
	移動タンク貯蔵所				4,000	4,000	○			
	移動タンク貯蔵所			20,000	20,000		○			
	移動タンク貯蔵所			2,000	12,000	10,000	○			
千住397-1	移動タンク貯蔵所				6,000	6,000	○			
	移動タンク貯蔵所			20,000	20,000		○			
千住307-5	自家用給油取扱所	十勝砕石砂利(株)	56-2525				9,600			
千住397-21	屋外タンク貯蔵所	北洋道路(株)	56-4608			19,500				休止中
	一般取扱所					3,400				

所在地	貯蔵区分	設置者	電 話	ガソリン	灯 油	重 油	軽 油	オイル	その他	備 考
千住397	自家用給油取扱所	山崎石油(株) 使用者 幕別自動車学校	56-4235	9,600			574			
千住64	自家用給油取扱所	(有)浅井建材	56-3141				9,600			
千住397-30	自家用給油取扱所	(有)日誠運輸	56-5312				19,200			
千住397-26	自家用給油取扱所	松栄運輸(株)	56-3566				16,600			
千住397-55	自家用給油取扱所	下重建設興業(有)	56-6065				10,000			
千住397-28	自家用給油取扱所	宗岡石油(株) 使用者 合同運輸(有)	56-3939				10,000			
千住409	地下タンク貯蔵所	札幌中継ポンプ場	56-2030		1,900					
	一般取扱所				3,360					
千住397-4	自家用給油取扱所	十勝光陽運輸(株)	56-3105				9,800		廃油1,000	
千住180-1	地下タンク貯蔵所	百年記念ホール	56-8600			10,000				

所在地	貯蔵区分	設置者	電 話	ガソリン	灯 油	重 油	軽 油	オイル	その他	備 考
五位333	給油取扱所	(有)栗野商会	57-3084	14,000	10,000		6,000		廃油1,000	
五位362-3	移動タンク貯蔵所				3,000		○			
五位317	屋外タンク貯蔵所	(有)とかち興油	57-2624			50,000				
	屋外タンク貯蔵所					50,100				
	移動タンク貯蔵所					12,000				
	移動タンク貯蔵所				12,000	12,000				休止中
	移動タンク貯蔵所					6,500				
	移動タンク貯蔵所					3,700				
	移動タンク貯蔵所					6,800				
	一般取扱所					19,800				
	一般取扱所					16,000				
	屋外貯蔵所								廃油20,000	
五位362-1	給油取扱所	幕別農協	57-2033	10,000	10,000					
糠内415	地下タンク貯蔵所	幕別農協 乾燥工場	57-2715		50,000					
	一般取扱所				4,000					
	一般取扱所				6,400					
	一般取扱所				4,800					
	一般取扱所				4,800					
糠内415-3 417-2 418-5	地下タンク貯蔵所				50,000					
	一般取扱所				28,800					
糠内262	地下タンク貯蔵所	糠内中学校	57-2244			5,000				
駒畠514	給油取扱所	幕別農協	57-2211	6,000	6,000		○			
駒畠749	地下タンク貯蔵所	幕別農協 乾燥工場	57-2067		9,600					
	一般取扱所				3,000					
	地下タンク貯蔵所				30,000					
	一般取扱所				9,600					
	一般取扱所				4,800					
中里300-5	移動タンク貯蔵所	岩井 忠	57-2722		4,000					

所在地	貯蔵区分	設置者	電 話	ガソリン	灯 油	重 油	軽 油	オイル	その他	備 考
忠類幸町28	給油取扱所	忠類農業協同組合	8-2137	26,000	11,000		11,000			
	移動タンク貯蔵所				4,000		○			
忠 類 栄 町 297-1	地下タンク貯蔵所	忠類中学校	8-2274		5,000					
忠類白銀町 384-1	地下タンク貯蔵所	(株)忠類振興公社	8-3111			12,000				
忠類白銀町 384-10	地下タンク貯蔵所	ふれあいセンター福寿	8-2910			6,000				
忠類本町3-12	給油取扱所	中村商店給油所	8-2240	19,100	19,000		○			
	移動タンク取扱所				4,000		○			
	移動タンク取扱所				3,000		○			

資料11-2 ガス施設(埋設管)供給箇所一覧表

平成25年9月1日現在

供給地域名	対象公区	供給面積	供給世帯	供給元
あかしや南団地	泉町の一部、あかしや中央の一部、あかしや南1、あかしや南2、みずほ町の一部、文京町の一部	23.4ha	582世帯	帯広ガス(株) (液化石油ガス)
チロットニュータウン	青葉町1の一部、青葉町2の一部	20.1ha	235世帯	
千住101ニュータウン	暁町東の一部、暁町2、暁町北	26.3ha	145世帯	
旭町団地	旭町2、旭町4	13.5ha	209世帯	
春日団地	春日町	3.0ha	14世帯	イトー北海道(株) 帯広営業所 (液化石油ガス)

資料12-1 消防署及び消防団の現況

1 消防署及び消防団の所在地

(1) 消防署

名 称	所 在 地
消 防 本 部	幕別町錦町90番地
幕 別 消 防 署	幕別町錦町90番地
札 内 支 署	幕別町札内中央町319番地9
忠 類 支 署	幕別町忠類本町112番地
糠 内 分 遣 所	幕別町字五位349番地9

(2) 幕別消防団

名 称	所 在 地
第 1 分 団	幕別町錦町90番地(幕別消防署内)
第 2 分 団	幕別町札内中央町319番地9(幕別消防署札内支署内)
第2分団途別部	幕別町字途別231番地(途別消防)
第 3 分 団	幕別町字五位349-9(幕別消防署糠内分遣所内)
第3分団駒畠部	幕別町字駒畠514-32(駒畠消防)
忠 類 分 団	幕別町忠類本町112番地(幕別消防署忠類支署内)

2 消防署及び消防団の人員数

平成 25 年5月1日現在

区 分	職 員						団 員						合 計
	消 防 本 部	幕 別 消 防 署	札 内 支 署	忠 類 支 署	糠 内 分 遣 所	計	団 本 部	第 1 分 団	第 2 分 団	第 3 分 団	忠 類 分 団	計	
人 員 数	6	23	17	13	(2)	61	18	34	43	35	40	170	231

※糠内分遣所は、嘱託職員

資料12－2 消防水利の現況

H25.4.1 現在

地区名	現 有 数						
	消火栓	防 火 水 槽					計
	公 設	20 m³以上	40 m³以上～60 m³未満		60 m³以上	100 m³未満	
		40 m³未満			100 m³未満		
		公 設	公 設	私 設	公 設	公 設	
札 内	146		25				171
幕 別	43		22				65
忠 類	35		18				53
猿 別	1						1
途 別			1				1
糠 内	2		3				5
駒 畠			1				1
その他			1				1
計	227		71				298

資料12-3 消防車両等の配置状況

1 消防署

H25. 4. 1 現在

区分 所属別	配置場所	名 称	車 種	年 次	ポ ン プ 型 式	ポンプ 級 別	最 大 放水量 (リットル)	水 そう 容 量 (リットル)	経 過 年 数	登 録 番 号
本部		広報連絡車	ニッサン	6					19	帯広33せ2003
幕 別 消 防 署	幕 別	1 号 車	日 野	24	2段バランス タービン	A-2	2,400	3,000	0.5	帯広800さ894
		水 槽 車	日 野	19				10,000	5	帯広800は616
		救急車(高規)	トヨタ	12					13	帯広800さ443
		広 報 車	トヨタ	63					25	帯広88に5
		博 愛 I	ニッサン	20					4	帯広400す5126
		火の用心号	いすず	5					19	帯広88そ1284
		救助工作車	日 野	12					13	帯広800は51
		指 揮 車	トヨタ	17					8	帯広800さ2456
	札 内	1 号 車	日 野	20	2段バランス タービン	A-2	2,400	2,000	4	帯広800は679
		水 槽 車	日 野	15				10,000	9	帯広800は354
		救急車(高規)	トヨタ	21					3	帯広800さ3740
		広 報 車	マ ッ ダ	14					10	帯広800さ1559
		博 愛 III	三 菱	13					11	帯広400さ4835
		運 搬 車	トヨタ	12					12	帯広800さ821
	忠 類	1 号 車	日 野	4	2段バランス タービン	A-2	2,290	6,500	20	帯広88た518
		救急車(高規)	トヨタ	18					6	帯広830す2006

2 消防団

H25. 4. 1 現在

区分 所属別	配置場所	名 称	車 種	年 次	ポ ン プ 型 式	ポンプ 級 別	最 大 放水量 (リットル)	水 そう 容 量 (リットル)	経 過 年 数	登 録 番 号
幕 別 消 防 団	幕	4 号 車	日 野	59	2段バランス タービン	A-2	2,400		28	帯 広 88 せ 1 6 2 5
	別	2 号 車	日 野	4	2段バランス タービン	A-2	2,400	2,000	20	帯 広 88 そ 1 0 7 0
	札 内	2 号 車	ニッサン ディーゼル	62	2段バランス タービン	A-2	2,400	2,000	25	帯 8 8 せ 2 1 0 7
	途 別	途 別 車	日 野	2	2段バランス タービン	A-2	2,400	2,000	22	帯 広 88 そ 5 9 0
	糠	1 号 車	日 野	3	2段バランス タービン	A-2	2,400	3,000	21	帯 広 88 た 3 9 6
	内	2 号 車	ト ヨ タ	13	片吸込1段 タービン	B-2	1,290		11	帯 広 800 さ 1 2 1 7
忠 類 消 防 団	駒 島	6 号 車	い す ゞ	6	2段バランス タービン	A-2	2,400	2,000	18	帯 広 88 そ 1 7 2 3
	忠	2 号 車	日 野	21	2段バランス タービン	A-2	2,390	3,000	3	帯 広 800 は 7 2 7
	類	3 号 車	三 菱	10	高圧1段 タービン	B-2	1,100		14	帯 広 88 そ 3 0 6 2
		広 報 車	ト ヨ タ	11					14	帯 広 88 そ 3 1 5 5

資料12-4 消防用機器及び資材保有状況

H25.4.1現在

業 種 別	所 属 別		合 計	消 防 本 部	幕 別 消 防 署
	品 名				
消 火 活 動 用	消防用ホース(40mm)	町野式	25		25
	消防用ホース(50mm)	町野式	301		301
	消防用ホース(65mm)	町野式	448		448
	発 電 機		22		22
	投 光 機		21		21
	防 火 衣		214		214
	背負い式消火水のう		61		61
	泡 ノ ズ ル		7		7
	ラインプロポーションナー		5		5
	泡 原 液(L)		1,280		1,280
	送 排 風 機		3		3
	フ ォ ク ガ ン		3		3
救 助 活 動 用	空 気 呼 吸 器		20		20
	空気呼吸器予備ポンペ		42		42
	空気充填設備		1	1	
	油圧救助器具		2		2
	マット式空気ジャッキ		1		1
	エンジンカッター		7		7
	チ ェ ン ソ ー		3		3
	空気式救助マット		1		1
	救 助 幕				
	可搬式ウインチ(チルホール)		4		4
	救命索発射銃		1		1
	ガス溶断機(酸素・ガス)		1		1
	エ ア ー ソ ー		1		1
	可燃性・有毒ガス測定器		1		1
	救命用ボート		1		1
	ボート用船外機		1		1
	ウェットスーツ(ドライスーツ)		6		6
	エアーカッター				
	レスキューツール				
	バケット担架		1		1

業 種 別	所 属 別		合 計	消 防 本 部	幕 別 消 防 署
	品 名				
救 急 活 動 用	自動式心肺蘇生器	2		2	
	自動式人工呼吸器	3		3	
	心電図伝送装置				
	半自動式除細動器	4		4	
	気道確保用資機材	3		3	
	輸 液 装 置	1		1	
	ショックパンツ	4		4	
	酸素吸入器一式	3		3	
	吸 引 器 一 式	6		6	
	在宅医療用セット	3		3	
	滅 菌 装 置	1		1	
	紫外線滅菌装置	2		2	
	患者監視装置	4		4	
	CO2モニター	4		4	
	ファーンケット	3		3	
教 材 ・ 訓 練 用	高度救急処理シュミレーター	2	1	1	
	訓練用人形(心肺蘇生用)大人	4	1	3	
	訓練用人形(心肺蘇生用)小児	1		1	
	訓練用人形(心肺蘇生用)ベビー	3	1	2	
	気道管理トレーナー	1		1	
	応急手当講習用パネルセット				
	プロジェクター一式	1		1	
	展示訓練用屋内消火栓一式(1号)	1	1		
	展示訓練用屋内消火栓一式(2号)	1	1		
	展示用自動火災報知設備一式	1	1		
	展示用誘導灯一式	1	1		
	漏電火災報知器一式	1	1		
	スモークマシーン	1		1	
車 両 整 備 用	救助人形ダミー	1	1		
	AEDトレーニングユニット	4	2	2	
	エアーコンプレッサー	2		2	
	バッテリー充電器	5		5	
	交流アーク溶接機	1		1	
	高速洗車機	3		3	
	ジ ャ ッ キ	5		5	
	バッテリーテスター	3		3	

資料12-5 水防資機材の現況

平成25年6月1日 現在

品 名	規 格	数 量	備 考
オイルフェンス	タフネルフェンス (TF-200型)	2本	1箱2本入
	オイルキャッチャーOCR3号 50m	1本	
油処理剤	ヤマトクリーンS480 18 ^{リットル}	2缶	
	三井エバーライト 4号	2袋	
油吸着材マット	タフネルオイルブロッカー BL-50	100枚	
	東洋紡Cマット65-YH	100枚	
	オイルブロッカー-BL-50型	50枚	
スコップ	ロイヤルトンボ他	50丁	剣先
掛矢	カネコ総業 他1本	5丁	
鋸	Silky オヤカタ	2丁	
チェーンソー		6台	
鶴嘴		8丁	
胴長		3足	
ヘルメット		50個	
雨合羽		50着	
発電機	日立E23 2.3KVA	13台	
	日立E26SA 2.6KVA	3台	
ライト		24個	
ペンチ		3丁	
土のう袋	ビニール袋及び麻袋	1,600袋	
鉄線		1巻	
トラロープ		1巻	
木材	杭(長さ92×縦4.5× 横4.5)	40本	
クリッパ		1丁	
一輪車	株谷内×8 他×4	12台	
ハンマー	DOGYU (P8)3.5kg×3 金象印ASAKA×1 他3	7本	
竹箒		10本	

資料13-1 町長等の応急公用負担一覧表

処分権者	条 件	範 囲	補 償 等	根拠法令
水防管理者 水防団長 消防長 消防署長	水防のため緊急の必要があるとき、水防の現場において	1. 必要な土地を一時使用すること 2. 土石、竹木、その他の資材を使用し、若しくは収用すること 3. 車両その他の運搬用機器を使用すること 4. 工作物その他の障害物を処分すること	水防管理団体は、損失を受けたものに対し、時価により補償する。	水防法 第28条
消防職員 消防団員	消火もしくは延焼の防止又は、人命救助のため必要があるとき	1. 火災が発生しようとし、又は発生した消防対象物を使用し、処分し又はその使用を制限すること 2. 上記の消防対象物のある土地を使用し、処分し又はその使用を制限すること		消防法 第29条 第1項
消防長 消防署長	火勢、気象の状況その他周囲の事情から合理的に判断して延焼防止のためやむを得ないと認めるとき	延焼の虞がある消防対象物及び土地を使用し、処分又はその使用を制限すること		消防法 第29条 第2項
消防長 消防署長	消火もしくは延焼の防止又は、人命救助のために緊急の必要があるとき	上記以外の消防対象物及び土地を使用し、処分又はその使用を制限する	町長は損失補償の要求があったときは時価により補償する。	消防法 第29条 第3項 第4項
町警察官	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるとき	1. 他人の土地、建物その他の工作物を一時使用すること 2. 土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用すること	町長は処分により通常生ずるべき損失を補償する。	災対法 第64条 第1項、 第82条
町警察官	同上	現場の災害を受けた工作物又は物件で応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置をとること	町長は、当該工作物を保管しなければならない	災対法 第64条 第2項
町警察官	災害が発生するおそれのあるとき	災害が発生した場合においてその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備、物件の除去、保安その他必要な措置を占有者に指示すること		災対法 第59条

資料14-1 災害備蓄品一覧表

平成25年4月1日 現在

品 名	規 格	幕 別 地 区			札 内 地 区			糠内地区	忠類地区	合 計
		幕別役場 備蓄庫	幕別消防 署	小計	札内支所	幕別消防 署 (札内)	小計	幕別消防 署 (糠内)	忠類総合 支所	
		数 量	数 量	数 量	数 量	数 量	数 量	数 量	数 量	
食 料	アルファ米(五目ご飯100g)	1,159食	50食	1,209食	900食		900食	100食		2,209食
	アルファ米(山菜おこわご飯100g)	1,145食	50食	1,195食	900食		900食	100食		2,195食
	小 計	2,304食	100食	2,404食	1,800食		1,800食	200食		4,404食
	備蓄用パン(オレンジ味)				48食		48食		192食	240食
	備蓄用パン(卵抜き、キャラメルチョコ味)				72食		72食		176食	248食
	備蓄用パン(レーズン味)				72食		72食		432食	504食
	小 計				192食		192食		800食	992食
飲 料 水	保存水(1.5ℓ)								200本	200本
雑 用 水	保存水(1.5ℓ)		56本	56本		504本	504本	16本		576本
	保存水(2.0ℓ)	59本		59本	192本		192本			251本
	小 計	59本	56本	115本	192本	504本	696本	16本		827本
調 理 器 具	炊き出し釜(大)	1台		1台	1台		1台			2台
	かまどセット								1組	1組
	薪								3箱	3箱
	スプーン(小)								105本	105本
	スプーン(大)								70本	70本
	缶切り								10個	10個
ポ リ タ ン ク	20ℓ飲料水用	10個		10個						10個
	18ℓ灯油用	24個		24個	1個		1個	3個		28個
毛 布	毛布(10枚/箱)	900枚		900枚	10枚		10枚	30枚		940枚
	毛布(20枚/箱)	380枚		380枚						380枚
	真空パック毛布(10枚/箱)				590枚		590枚		128枚	718枚
	小 計	1,280枚		1,280枚	600枚		600枚	30枚	128枚	2,038枚
暖 房 器 具	灯油ストーブ	8台		8台	7台		7台	4台		19台
発 電 機			9台	9台		7台	7台	1台	1台	18台
燃 料 携 行 缶	ガソリン用(10L/缶)		4缶	4缶						4缶
	ガソリン用(20L/缶)					1缶	1缶			1缶
	ガソリン用(18L/缶)							1缶		1缶
投 光 器		10台		10台	4台		4台	1台	2台	17台
ドラムコード		8台		8台	4台		4台	1台		13台
災 害 用 ト イ レ	災害用トイレセット(10個/箱)	1,100個		1,100個	300個		300個		300個	1,700個
マ ス ク	マスク(2枚/パック)	400枚		400枚	100枚		100枚		300枚	800枚

※灯油ストーブの幕別地区8台のうち、2台は保健福祉センターに借り置き

資料14－2 食料その他の物資の備蓄保管場所

地 区 名	備 蓄 施 設 名	住 所	電 話
幕別地区	幕別備蓄庫（旧商工会館）	幕別町本町138番地	
	幕別消防署	幕別町錦町90番地	0155-54-2434
札内地区	札内福祉センター	幕別町札内青葉町311番地	0155-56-2111
	幕別消防署札内支署	幕別町札内中央町319番地 9	0155-56-2419
糠内地区	幕別消防署糠内分遣所	幕別町字五位349番地9	0155-57-2320
忠類地区	忠類コミュニティセンター	幕別町忠類錦町439番地 1	01558-8-2111

資料14-3 災害備蓄品一覧表(福祉避難所用)

平成25年4月1日 現在

品 名	規 格	幕 別 地 区	札 内 地 区	忠 類 地 区	合 計
		保健福祉セ ンター	働く婦人の 家	ふれあいセ ンター福寿	
		数 量	数 量	数 量	数 量
毛 布	真空パック毛布(10枚/箱)	80枚	80枚	(10枚)	160枚
マ ッ ト	2,000mm×1,000mm×8mm	128枚	128枚	(100枚)	256枚
防 寒 具	救急アルミテックシート	80枚	80枚	(50枚)	160枚
暖 房 器 具	石油ストーブ (コンクリート12畳)	15台	15台	(10台)	30台
災 害 用 ト イ レ	ポータブルトイレ(背もたれ型)	15個	15個	(15個)	30個
災害組織用救急箱	20人用	3個	3個	(3個)	6個

※ () 書きは、今後、納品予定のものである。

資料14－4 災害時における幕別町商工会と幕別町間の協力に関する協定書

幕別町商工会（以下「甲」という。）及び幕別町（以下「乙」という。）は、幕別町内において災害が発生し、町民生活に多大な被害が生じた場合は、甲及び乙が相互に支援、協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、幕別町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

1 日常生活に必要な物資の支援、協力

○ 主な物資の種類

- | | | |
|--------|-------------|---------|
| イ) 食糧 | ロ) 食器 | ハ) 炊事道具 |
| ニ) 日用品 | ホ) 光熱品 | ヘ) 衣料 |
| ト) 寝具 | チ) その他身の回り品 | |

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、協力するよう努めなければならない。

（連絡責任者）

第4条 この協定書に関する連絡責任者は、甲においては幕別町商工会事務局長、乙においては、民生部町民課長とする。

（協 議）

第5条 この協定書に定めのない事項及び協定書に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定書の締結を証にするため、この書面2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成10年12月14日

甲 幕別町商工会代表

幕別町商工会長 藤 原 寿 美

乙 幕別町長 林 照 男

資料14－5 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書

幕別町（以下「甲」という。）と帯広地方石油業協同組合（以下「乙」という。）並びに、帯広地方石油業協同組合幕別支部（以下「丙」という。）は、地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が必要とする石油類燃料を乙及び丙が優先かつ安定的な供給を行うために、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 災害時において、甲は、乙及び丙、並びに丙の会員（以下「乙及び丙等」という。）に対して、次の各号について協力を要請することができるものとする。

- （1）甲が指定する緊急車両等への石油類の優先給油
 - （2）甲が指定する災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設等への石油類の優先提供
 - （3）乙及び丙等が取り扱う物資（第1号及び第2号で規定する石油類を除く。）の供給及び要員の動員等
 - （4）乙及び丙等の給油所における、帰宅困難者、被災者及び観光客（外国人を含む）等（以下「帰宅困難者」という。）に対する一時休憩所としての施設の提供、水道水及びトイレの提供
 - （5）乙及び丙等の給油所における帰宅困難者等に対するラジオ、テレビ等による災害情報、地図等による通行可能な道路情報、近隣の避難所に関する情報提供
 - （6）乙及び丙等の給油所における傷病者である帰宅困難者等に対する緊急要請及び簡易な応急手当等支援
- 2 前項の要請は、「石油類燃料の供給等要請書」（別記第1号様式）によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

（支援の実施）

第2条 乙及び丙等は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲以内において支援を実施する。ただし、通信の途絶等により甲が乙及び丙等に要請できないと判断した時は、甲の要請を待たないで支援を実施するものとする。

（報告手続）

第3条 乙及び丙等は、第1条第1項第1号から第3号までの協力を行った場合には口頭で甲に報告し、その後、速やかに「救援実施報告書」（別記第2号様式）を提出するものとする。

（経費の負担）

第4条 第1条第1項第1号から第3号までの規定により乙及び丙等が供給した石油類燃料等の対価及び乙及び丙等が行った運搬の費用（以下「費用」という。）については、原則として当該石油類燃料の供給等を受けた者（以下「供給先」という。）が負担するものとし、災害発生時直前における通常の価格を基準として、供給先と乙及び丙等が協議のうえ決定するものとする。

（費用の支払）

第5条 供給先は、乙及び丙等からの請求があったときはその費用を速やかに支払うものとする。

(事故等)

第6条 乙及び丙等は、その石油類燃料の供給等に際し、やむを得ぬ事由が発生し供給等を中断したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

(損害の負担)

第7条 第1条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙及び丙等が協議して定めるものとする。

(協定の推進)

第8条 甲は、災害時に乙及び丙等が石油類燃料等の供給能力を十分発揮できるよう、北海道知事からの「中小企業者等に対する受注機会の確保に関する推進方針」（平成23年4月1日付商金第1861号北海道知事通知）に沿って、ガソリンスタンド等を営む中小企業者等への受注機会も確保・拡大に配慮をするものとする。

(協力体制の構築)

第9条 甲と乙及び丙等は、この協定を円滑に推進するために事務担当者名簿を作成し、相互に交換するとともに、平常時から防災に関し、必要な対策について協議するものとする。

2 乙の支部である丙、及び丙の会員の災害に関する研修等、この協定の円滑な実施を図るため必要な事項について、甲は協力するものとする。

(町民への周知)

第10条 甲と乙及び丙は協力して、この協定の内容及び乙及び丙等の所在地等について町民へ周知を図るものとする。

(協定の有効期間)

第11条 本協定の有効期間は協定締結日から1年間とし、有効期間満了までに、甲又は乙及び丙等から特段の意思表示がないときは更新されるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲と乙及び丙等が協議の上、決定するものとする。

この協定書の締結を証にするための本書3通を作成し、甲乙丙記名捺印の上、各1通を保有するものとする。

平成24年5月16日

甲 中川郡幕別町本町130番地

幕別町

幕別町長 岡 田 和 夫

乙 帯広市西3条北1丁目20番地2

帯広地方石油業協同組合

理事長 高 橋 勝 坦

丙 中川郡幕別町錦町42番地

帯広地方石油業協同組合 幕別支部

支部長 笹 井 守

資料14－6 災害等の発生における幕別町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定

幕別町（以下「甲」という。）と北海道エルピーガス災害対策協議会（以下「乙」という。）は、幕別町の区域内に災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害等の発生時」という。）における応急・復旧活動の支援に関して必要な事項を定め、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第1条 この協定における「災害等」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める災害、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に定める武力攻撃災害及び緊急対処事態（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）により直接又は間接に生じる人的又は物的災害をいう。

（協力体制の確保）

第2条 災害等の発生時に必要な応急・復旧活動を行うためには、甲は、乙に対し情報提供及び第4条の規定による要請を行うこととし、乙はそれを受け乙の会員事業者に対して必要な指示を行うものとする。

（応急・復旧活動支援の範囲）

第3条 この協定の対象となる応急・復旧活動支援とは、次に掲げるものとする。

- （1）被災場所におけるLPガスの被害状況及び復旧状況の情報提供
- （2）被災場所における応急措置及び復旧工事
- （3）避難場所等へのLPガスの供給及び供給に必要な関連機器の設置工事
- （4）大規模火災現場におけるLPガス設備の撤去等の安全対策
- （5）その他甲が必要とする要請事項

（応急・復旧活動の支援要請）

第4条 甲は、災害等の発生時に必要があると認めるときは、乙に対し応急・復旧活動の支援を要請できるものとする。要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（応急・復旧活動の実施）

第5条 乙は、甲の要請により応急・復旧活動の支援を行う場合、積極的な協力を努めるものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が甲の要請による応急・復旧活動の支援に要した費用（人件費は除く。）は、原則として甲が負担する。

- 2 前項の費用は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。
- 3 乙が要した費用の支払い方法等は、甲乙協議によるものとし、甲はその支払いに責任を負うものとする。

(災害補償)

第7条 甲の要請により応急・復旧活動の支援業務に従事した者が、その業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の会員事業者が使用者責任において行うものとする。

(損害の負担)

第8条 乙が甲の要請による応急・復旧活動の支援を行ったことにより生じた物的損害の負担について、その割合は、その都度、甲乙協議し定めるものとする。

(防災意識の向上等)

第9条 乙は、その協議会活動を通じて、L Pガスの備蓄、緊急時対応設備の整備を日常的に行うほか、甲が行う防災訓練に参加するなど、会員の防災意識の向上に努めることとし、甲は、乙に対して必要な協力を行うものとする。

(協議事項)

第10条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の締結を証にするため本書2通を作成し、甲乙記名のうえ各自1通を保有する。

平成23年3月7日

甲 幕別町本町130番地

幕別町

幕別町長 岡 田 和 夫

乙 帯広市西5条南2丁目11番地

北海道エルピーガス災害対策協議会

現地対策本部長

十勝支部長 高 橋 勝 坦

十勝支部幕別分会

分会長 那 須 将 生

資料15－1 災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定

北海道と各市町村の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長は、災害時等における北海道（以下「道」という。）及び市町村相互の応援に関し、次のとおり協定する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、道内における災害時又は武力攻撃事態、武力攻撃予測事態若しくは緊急対処事態（以下「災害時等」という。）において、被災市町村（災害時に被災した市町村又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置を実施する必要がある市町村）のみでは避難、救護等の応急措置又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置（以下「応急措置等」という。）を十分に実施できない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項及び第68条第1項又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第17条第1項及び第18条第1項若しくは同法第183条において準用する第17条第1項及び第18条第1項の規定に基づく道及び市町村相互の応援（以下「応援」という。）を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- (2) 被災者等（避難住民並びに災害、武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害の被災者をいう。以下同じ。）の救出、医療及び防疫、施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供及びあっせん
- (3) 避難、救護及び救出活動等に必要な車両等の提供及びあっせん
- (4) 避難、救援、救護、救助活動及び応急措置等に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（地域区分）

第3条 応援の円滑な実施を図るため、市町村を別表の支庁地域に区分するものとする。

（道の役割）

第4条 道は、市町村の処理する防災及び国民保護に関する事務又は業務の実施を支援するとともに、市町村との連絡調整、情報交換等につき総合調整を果たすものとする。

（連絡担当部局）

第5条 道及び市町村は、必要な情報等を相互に交換することなどにより応援の円滑な実施を図るため、予め連絡担当部局を定めるものとする。

（応援の要請の区分）

第6条 応援の要請は、被災市町村の長から知事又は他の市町村の長に対し、災害の規模等に応じて次に掲げる区分により行うものとする。

- (1) 第1要請 被災市町村の長が当該支庁地域内の市町村の長に対して行う応援の要請
- (2) 第2要請 被災市町村の長が他の支庁地域の市町村の長に対して行う応援の要請

(3) 第3要請 被災市町村の長が知事に対して行う応援の要請

(応援の要請の手続)

第7条 被災市町村の長は、次に掲げる事項を明らかにして、前条に規定する区分に応じ、知事又は他の市町村の長に対し応援の要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 第2条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 第2条第3号に掲げる車両等の種類、規格及び台数
- (4) 第2条第4号に掲げる職員の職種別人員
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に定めるもののほか、応援の実施に関し必要な事項

2 応援の要請を受けた知事及び市町村の長は、応援の要請に応じる場合にあってはその応援の内容を、応援の要請に応じることができない場合にあってはその旨を当該被災市町村の長に通報するものとする。

3 前2項に規定する応援の要請及び応援の可否に関する通報は、第1要請及び第2要請にあっては、原則として道を経由して行うものとする。

(応援の経費の負担)

第8条 応援に要した経費は、応援を受けた被災市町村において負担するものとする。

2 応援を受けた被災市町村において前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合には、応援を受けた被災市町村の求めにより、応援を行った道及び市町村は、当該経費を一時繰替(国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。)支弁するものとする。

3 前2項の規定により難い場合については、その都度、応援を受けた被災市町村と応援を行った道及び市町村とが協議して定めるものとする。

(自主応援)

第9条 知事及び市町村の長は、被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であって必要があると認めたときは、自主的に、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援を行うものとする。

2 自主応援については、第7条第1項の規定による被災市町村の長からの要請があったものとみなす。

3 自主応援に要する経費の負担については、前条の規定を準用する。

ただし、被災市町村の情報収集に要する経費は、応援を行った道及び市町村において負担するものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、道及び市町村相互において締結している北海道広域消防相互応援協定、北海道消防防災ヘリコプター応援協定その他の災害時の相互応援に係る協定を妨げるものではない。

(その他)

第11条 この協定の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

- 2 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成20年6月10日から施行する。

この協定の締結を証するため、協定書に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自1通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成20年6月10日

北 海 道
知 事
北海道市長会
北海道市長会長
北海道町村会
北海道町村会長

別表(1)

地域区分	構成市町村
石狩支庁	石狩支庁管内の市町村
渡島支庁	渡島支庁管内の市村
檜山支庁	檜山支庁管内の町
後志支庁	後志支庁管内の市町村
空知支庁	空知支庁管内の市村
上川支庁	上川支庁管内の市町村
留萌支庁	留萌支庁管内の市町村
宗谷支庁	宗谷支庁管内の市町村
網走支庁	網走支庁管内の市町村
胆振支庁	胆振支庁管内の市村
日高支庁	日高支庁管内の町
十勝支庁	十勝支庁管内の市町村
釧路支庁	釧路支庁管内の市町村
根室支庁	根室支庁管内の市町

資料15－2 北海道広域消防相互応援協定

平成3年2月13日（道内72消防本部の消防長が記名捺印）

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、北海道広域消防相互応援協定を次のとおり締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号、以下「法」という。）第21条の規定に基づき、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の応援体制を確立し、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれのある場合に有効に対処することを目的とする。

（対象とする災害）

第2条 この協定の対象とする災害は、法第1条に規定する水火災又は地震等で、市町村等の応援を必要とするものとする。

（地域区分）

第3条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、市町等を別表に掲げる地域に区分する。

（代表消防機関の設置及び任務）

第4条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、別表に規定する地域ごとに地域代表消防機関を置き、地域代表消防機関を総括する総括代表消防機関を置く。

2 地域代表消防機関及び総括代表消防機関の選定は、市町等の消防長の協議により行う。

3 地域代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）総括代表消防機関及び当該地域内消防本部との連絡調整及び情報交換に関すること。

（2）当該地域内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。

（3）応援の要請時における当該地域内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

4 総括代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）北海道との連携調整及び情報交換に関すること。

（2）地域代表消防機関との連絡調整及び情報交換に関すること。

（3）北海道内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。

（4）応援の要請時における北海道内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

（応援の種別）

第5条 この協定による応援の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）陸上応援、消防隊、救助隊、救急隊又は救急隊による応援

（2）航空応援、回転翼航空機を装備した消防吏員の一隊（以下「航空機」という。）による応援

(応援隊等の登録)

第6条 市町等は、応援が可能な消防隊、救助隊、救急隊、支援隊及び航空隊（以下「応援隊」という。）並びに資機材をあらかじめ登録するものとする。

(応援の要請の方法)

第7条 応援の要請は、災害が発生し又は発生するおそれのある市町等（以下「要請側」という。）の長から他の市町等の長に対し、災害の規模等に応じて次の各号の区分により行う。

(1) 陸上応援要請

ア 第1要請

当該市町等が隣接の市町等に対して行う応援要請

イ 第2要請

当該市町等が構成する別表の地域内の他の市町等に対して行う応援要請（第1要請を除く。）

ウ 第3要請

当該市町等が構成する別表の地域外の市町等に対して行う応援要請（第2要請を除く）

(2) 航空応援要請 航空隊の応援を必要とする応援要請

2 陸上応援要請は第1要請、第2要請、第3要請の順に行うものとする。ただし、要請側の長が特に必要であると認めた場合は、この限りでない。

3 前項の陸上応援要請のうち、第2要請にあっては要請側の地域代表消防機関を、第3要請にあっては要請側の地域代表消防機関、総括代表消防機関及び応援要請された市町等の地域代表消防機関を経由して行うものとする。

(応援要請の代行)

第7条の2 地域代表消防機関を置く市町等の長は、災害の状況により応援の必要があると認めるときは、北海道知事及び総括代表消防機関を置く市町等の長と協議し、要請側の長に代わり他の市町等の長に応援の要請をすることができるものとする。

2 前項の応援の要請は、前条の規定により要請側の長が行った応援の要請とみなすものとする。

(応援隊の派遣)

第8条 前2条の規定により応援の要請を受けた市町等（以下「応援側」という。）の長は、特別の事情がない限り、応援隊を派遣するものとする。

2 応援側の長は、応援隊を派遣するときは、要請側の長に対し、その旨を通知しなければならない。この場合において、前7条第3項の規定により経由することとされている代表消防機関を経由した応援要請にあっては、当該代表消防機関を経由して通知するものとする。

(応援隊の指揮)

第9条 応援隊の指揮は、要請側の長が行うものとする。

(応援経費の負担)

第10条 陸上応援に要する経費は、要請側の負担とする。ただし次の各号に掲げる経費は応援側の負

担とする。

- (1) 応援隊員の出勤に係る旅費及び諸手当
- (2) 車両及び機械器具の燃料費（現地で調達したものを除く。）
- (3) 車両及び機械器具の修理費
- (4) 消耗品の補充費（現地で調達したものを除く。）

2 航空応援に要する応援隊員の出勤に係る旅費及び諸手当、回転翼航空機の燃料費は、原則として要請側の負担とする。

3 応援側の長は、前2項の規定により要請側の負担とされる経費を要請側の長に直接請求するものとする。

（損害賠償）

第11条 応援隊の応援に伴い発生した事故の処理に要する次の各号に掲げる経費は、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害賠償に要する経費は、応援側の負担とする。

- (1) 土地、建物、工作物等に対する損害賠償
- (2) 一般人の死傷に伴う損害賠償

2 前項に定める要請側の負担額は、応援側が加入する保険により支払われる金額を控除した金額とする。

（協 議）

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度市町等の長が協議して決定するものとする。

（委 任）

第13条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町等の消防長が協議して定める。

付 則

この協定は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成6年7月25日締結）

この協定は、平成6年8月1日から施行する。

本協定の成立を証するため協定書72通を作成し、記名押印のうえ市町等において各1通を保有する。

別表(地域と構成市町等)

地 域	構成市町等
道西地域	函館市、森町、八雲町、長万部町、渡島西部広域事務組合、南渡島消防事務組合、渡島東部消防事務組合、桧山広域行政組合
道南地域	室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、白老町、西胆振消防組合、胆振東部消防組合、日高東部消防組合、日高中部消防組合、日高西部消防組合
道央地域	札幌市、小樽市、夕張市、美唄市、芦別市、江別市、赤平市、三笠市、千歳市、歌志内市、恵庭市、広島町、上砂川町、石狩北部地区消防事務組合、羊蹄山ろく消防組合、岩内寿都地方消防組合、北後志消防組合、滝川地区広域消防事務組合、岩見沢地区消防事務組合、深川地区消防組合、砂川地区広域消防組合、南空知消防組合
道北地域	旭川市、増毛町、上川北部消防事務組合、士別地方消防事務組合、上川南部消防事務組合、大雪消防組合、上川中部消防組合、富良野地区消防組合、北留萌消防組合、留萌消防組合、稚内地区消防事務組合、利尻礼文消防事務組合、南宗谷消防組合
道東地域	釧路市、帯広市、根室市、留辺蘂町、網走地区消防組合、北見地区消防組合、紋別地区消防組合、遠軽地区広域組合、美幌・津別消防事務組合、斜里地区消防組合、西十勝消防組合、北十勝消防事務組合、東十勝消防事務組合、池北三町行政事務組合、南十勝消防事務組合、釧路北部消防事務組合、釧路東部消防組合、釧路西部消防組合、根室北部消防事務組合

資料15-3 北海道消防防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）が、災害による被害を最小限に軽減するため北海道の所有する消防防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリコプター」という。）の応援を求めることに關し、必要な事項を定めることを目的とする。

(災害の範囲)

第2条 この協定において「災害」とは、消防組織法（昭和22年法律第226）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請等)

第3条 災害が発生した市町等（以下「発災市町等」という。）の長は、次のいずれかに該当し、消防防災ヘリコプターによる活動を必要と判断する場合に、北海道知事（以下「知事」という。）に対して、この協定に基づき応援要請を行うものとする。

- (1) 発災市町等の消防力によっては災害防止が著しく困難な場合
- (2) 災害が、隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (3) その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

2 応援要請は、北海道総務部防災消防課防災航空室に電話等により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び災害現場への連絡方法
- (5) 消防防災ヘリコプターが離着陸する場所及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第4条 知事は、前条第1項の規定による消防防災ヘリコプターの応援要請を受けた場合において、災害現場の気象状況等を確認し飛行が可能な場合は、総務部防災消防課防災航空室防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）を派遣するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第5条 前条第1項の規定により防災航空隊を派遣した場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町等の消防長が行うものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第6条 第3条第1項の規定による応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町等の長からの知事への応援要請をもって、隊員を派遣している市町等の長に対し北海道広域消防相互応援協定（以下「消防相互応援協定」という。）第7条第1項の規定による応援要請があったものとみなす。

（経費負担）

第7条 この協定に基づく応援に要する隊員の出動に係る旅費及び諸手当並びに消防防災ヘリコプターの燃料費は、消防相互応援協定第10条の規定にかかわらず、北海道が負担するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度知事と市町等の長とが協議して決定するものとする。

附 則

この協定は、平成8年7月1日から適用する。

この協定締結を証するため、本書73通を作成し、知事及び市町等の長は、記名押印の上、それぞれその1通を保有するものとする。

平成8年6月25日

北海道知事 堀 達 也